

精華町子どもの読書環境づくり推進協議会規約

(設置)

第1条 学校・家庭・地域社会が連携・協力の下に、子どもの読書活動を活性化し、望ましい読書習慣の形成を図ることを目的として、子どもの読書環境づくりに必要な事項を協議するために「精華町子どもの読書環境づくり推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 精華町子どもの読書活動の推進事業の条件整備に関する調整
- (2) その他、子どもの読書活動推進の啓発に関すること

(委員)

第3条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 幼稚園教育関係者
- (6) その他、会長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名

2 協議会の会長および副会長は、第3条の委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長又は教育長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

(専門部会)

第6条 会長は、協議会の円滑な運営上、特に必要があると認めるときは専門部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、精華町教育委員会生涯学習課及び学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年12月1日から施行する。

2 第3条第2項の委員の任期を、初年度は、平成20年3月31日までとする。

3 この規約は、平成30年2月1日から施行する。